

平成 2 2 年度第 2 回 河川審議会

平成 2 3 年 3 月 2 5 日（金）

兵庫県職員会館 1 階 多目的ホール

（午後 2 時 0 1 分 開会）

大住河川整備課副課長 それでは、お待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成 2 2 年度第 2 回の兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます事務局の大住でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前にお手元の資料の確認をさせていただきます。資料は、兵庫県河川審議会の本日の次第、平成 2 2 年度第 2 回兵庫県河川審議会委員名簿、配席図、兵庫県河川審議会条例、総合治水の推進についての本日の諮問、それから蓬川水系河川整備基本方針の資料 1 - 1、1 - 2、資料 1 - 3、資料 1 - 4、資料 1 - 5、資料 1 - 6、それと総合治水の推進についての諮問の関係の資料として資料 2 - 1、資料 2 - 2、これはどちらも一枚物でございますけども、以上でございます。もし、不備等ございましたら、おっしゃって頂きましたら予備がございます。皆さんよろしいでしょうか。

はい、それでは本日の審議会の成立でございますけども、本審議会の委員につきましては全員で 1 6 名となっておりますが、本日は代理出席を含めまして現在 1 1 名の委員に御出席を頂いております。兵庫県河川審議会条例第 7 条第 2 項の規定によりまして、本会議は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして、会議を進めさせていただきます。

初めに、県土整備部参事の松本からご挨拶を申し上げます。

松本県土整備部参事 失礼します。県土整備部参事の松本でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、この河川審議会に御出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおり、今月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震によりまして、想定をはるかに超える大規模な津波が広範囲で発生し、東北地方の特に震源に近い宮城県、岩手県、福島県の沿岸部を中心に、甚大かつ深刻な被害を伝えております。被害の全容はいまだ把握し切れておりませんが、阪神・淡路大震災を超える戦後最大の災害となっております。このため本県では被災地域における公共土木施設の復旧へ向けた支援対応としまして、3月17日から20日にかけて4名の土木技術職員を宮城県に先遣隊として派遣しました。その報告によりまして、御遺体の収容や道路などアクセスの確保が最優先課題で、現状では受け入れ体制が整っておらず、実際の被害調査は4月以降でなければ着手できない状況ということでございます。そのため、引き続き宮城県と緊密に連絡調整、情報交換を行うために、順次職員を派遣しながら、今後の状況を見て増員していく予定でございます。

今回の災害を見るにつけ、想定を超える洪水に対しまして被害の最小化を図るための減災対策の重要性を痛感しておりますが、ただ、想定をはるかに超えるような洪水をイメージできるのかということを考えますと、経験したことでさえ時間の経過とともに忘れてしまう人間の想像力にはどうしてもない限界があるのではないかと、そういうようなことを考えますと、減災対策に具体に取り組んでいく上での難しさ、そういったものを痛感しております。

さて、本日の河川審議会の議題としまして2件を予定しております。

1件目の議題は、昨年7月21日の審議会で諮問させて頂きました蓬川水系河川整備基本方針につきまして頂戴しました御意見などを踏まえまして、修正案を作成しております。よろしく御審議の上、答申を頂きたいと考えております。

また、2件目としましては、「総合治水の推進について」でございます。内容につきましては別途事務局のほうから説明させていただきますが、これからの治水というのは川の中だけではなくて、流域全体で防災力の向上を目指す、いわゆる総合治水を全県で展開していく必要があるというふうに考えております。そのための制度整備、具体には条例の制定でございますが、これにつきまして技術的、専門的見地から御意見をたまわりたいと考えております。

本日は、限られた時間ではございますが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大住河川整備課副課長 次に、本日御出席を頂いております委員の皆様方を御紹介させていただきます。

お手元の名簿のほうをご覧頂きたいと思えます。

まず、今回の審議会から新たに御就任して頂きます3名の委員を御紹介させていただきます。

兵庫県土地改良事業団体連合会常務理事の杉本修一郎様でございます。

杉本委員 よろしくお願ひします。不慣れなものですのでよろしく御指導下さい。

大住河川整備課副課長 続きまして、兵庫県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長の南山金光様でございます。

南山委員 南山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

大住河川整備課副課長 最後に、近畿経済産業局産業部長の関淳夫様でございますが、残念ながら本日は御欠席となっております。

次に、引き続き委員をお願いしております10名の、本日出席の委員をお手元の出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

京都大学名誉教授の井上会長でございます。

井上会長 井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大住河川整備課副課長 神戸大学大学院教授の道奥委員です。

道奥委員 道奥です。よろしくお願ひします。

大住河川整備課副課長 社団法人淡水生物研究所理事長の森下委員。

森下委員 森下です。よろしくお願ひいたします。

大住河川整備課副課長 元ラジオ関西報道制作部長、現ボイスクリエーターの吉田委員でございます。

吉田委員 吉田です。よろしくお願ひします。

大住河川整備課副課長 ちょっと本日若干御出席おくれしておりますけども、兵庫県立大学教授の岡田委員でございます。

それから、兵庫県市長会会長でたつの市長の西田委員の代理の吉山様でございます。

吉山委員代理人 吉山です。

大住河川整備課副課長 関西電力株式会社総務室長、勝田委員の代理の木村様でございます。

木村委員代理人 木村でございます。よろしくお願ひします。

大住河川整備課副課長 阪神水道企業団の山中委員でございます。

山中委員 山中です。よろしくお願ひします。

大住河川整備課副課長 近畿農政局農村計画部長の澁川委員の代理の柴田様でございます。

柴田委員代理人 柴田です。よろしくお願ひします。

大住河川整備課副課長 近畿地方整備局河川部長の尾澤委員の代理の小山下様でございます。

小山下委員代理人 小山下です。よろしくお願ひします。

大住河川整備課副課長 なお、兵庫県議会議員の永富委員と内藤委員、それか

ら兵庫県町村会御推薦の神河町長である山名委員につきましては、本日御欠席と
なっております。

続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました県土整備部参事の松本でございます。

松本県土整備部参事 どうぞよろしく申し上げます。

大住河川整備課副課長 河川計画室長の森口でございます。

森口河川計画室長 どうぞよろしく願ひいたします。

大住河川整備課副課長 尼崎港管理事務所長の平井でございます。

平井阪神南県民局尼崎港管理事務所長 よろしく申し上げます。

大住河川整備課副課長 西宮土木事務所河川砂防課長の高瀬でございます。

高瀬阪神南県民局西宮土木事務所河川砂防課長 よろしく願ひいたします。

大住河川整備課副課長 そのほか事務局の出席者は出席者名簿のとおりでござ
いますので、御確認をお願いいたします。

それでは、議事に入らせて頂きます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定によりまし
て、会長が行うこととなっております。

それでは井上会長、よろしく願ひいたします。

井上会長 それでは僭越ではございますが、議長を務めさせていただきます。

お忙しい中御出席頂きましてありがとうございます。

先ほど松本参事もおっしゃいましたように、阪神・淡路大震災のときもそうでし
たが、今回の震災で自然災害の猛威というのを改めて感じております。我々のこ
の委員会も分野はちょっと違いますけども、河川に関するもので、河川の環境と
かあるいは利水ということももちろんそうですが、治水という災害に関わる分野
も担っております。今回の事態を踏まえてもう一度自然災害の怖さというのを頭
に入れて、我々の役割を果たして参りたいと考えておりますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

それでは、お手元の平成22年度第2回兵庫県河川審議会次第に従って議事を進めてまいります。まずその前に後日作成します本日の議事録の署名人を定めていきたいと思っております。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名した委員が署名することになっております。今回は森下委員に議事録署名人をお願いしたいと思っておりますが、森下委員、よろしいでしょうか。

森下委員 はい。

井上会長 それでは、森下委員お手数ですがよろしくお願いいたします。

会議の公開についてであります。兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づき、本審議会は原則公開となっております。本日は傍聴のお申し出がなかったことを御報告いたします。

それでは議事に入ります。本日の議事は先ほど説明ありましたように2件あります。

1件目は、「蓬川水系河川整備基本方針」について、昨年7月21日に行われた今年度の第1回河川審議会において、知事から諮問されましたものについて、皆様に御審議頂き、審議会から答申をしたいと思っております。

2件目は、「総合治水の推進」についてです。今回新たに知事から諮問を受けたものであります。

初めに議題の1番、蓬川河川整備基本方針について審議に入ります。内容について事務局から説明願います。

藤木河川計画室主査 それでは事務局から説明させていただきます。河川計画室の藤木と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、蓬川河川整備基本方針の修正について御説明させていただきます。資料につきましては、資料1-1から資料の1-6でございます。資料の1-1につきましては本文、資料の1-2は流域及び河川の概要に関する資料、資料1-3は

治水に関する資料、資料 1 - 4 は環境に関する資料、資料 1 - 5 は変更対照表、資料 1 - 6 につきましては、蓬川と庄下川を合わせた河川計画についてという参考資料です。

お手元の資料 1 - 1 から 1 - 4 につきましては、前回の審議会で諮問させていただきました内容について、審議会で頂きました意見や関係部局の意見などを踏まえて修正をしております。その内容につきましては、後で説明しますが、変更の削除につきましては見え消し、修正・追加内容について文章であれば下線を引いております。それから図表などの修正であればそれらの横に縦線を引いてお示しをしております。資料 1 - 5 につきましては、これら資料の変更箇所をまとめた変更対照表となっております。資料 1 - 6 につきましては、前回の審議会において頂いた意見に対する参考資料でございます。

次に、蓬川水系河川整備基本方針に関するパブリックコメントについてですが、意見募集について平成 23 年 2 月 4 日から 17 日まで 2 週間にわたり実施をいたしました。期日内に 1 者 3 件の提出がありましたけれども、全ての内容が意見を求めている計画案に全く関連のないものでしたので、意見として取り扱いをいたしません。

まず、それではお手元の資料の 1 - 1、それから資料の 1 - 5 を御用意お願いします。お手元の資料 1 - 5、蓬川水系河川整備基本方針変更対照表を 1 枚めくって頂きまして、左側の欄に項目等というところで、その項目順に説明を進めさせて頂きます。

資料 1 - 1 については、蓬川河川整備基本方針の本文になります。資料 1 - 1 には、目次の裏面に流域図というものをつけております。そこをお開き願います。

まず、資料 1 - 5 の 1 つ目の項目ですけれども、前回の審議会におきまして、「流域内の水路の位置関係がわかりにくい。」という意見が委員からございました。この意見を受けまして流域内の主要な水路について再度確認しましたところ、

武庫川から六樋合併樋門により取水された用水は、特定の分水堰や用水路を流下しているのではなく、流域内の複数の水路、多系統の水路を流下して蓬川上流端に到達していますので、蓬川の流域図では主要な水路や分水堰の位置を示すように変更いたしました。

続きまして、資料 1 - 5 の 2 つ目の項目です。資料 1 - 1 につきましては、1 ページをお願いします。1 ページの河川の概要についてですけれども、これも前回は、流域内の特定の水路、分水堰を経由して流下する内容となっていました、複数の水路を経由して二級河川の上流端へ到達する内容に訂正をしております。

それから、資料 1 - 5 は 2 ページ目の 3 番目をお願いいたします。資料 1 - 1 は、1 ページ目の流域の概要のところ、11 行目に下線を引いていますが、関係部局の意見で、「尼崎閘門と東浜排水機場の設置位置の記載を正確に記載して頂きたい」という意見がありましたので、意見を反映して「河口部沖に」という言葉を追加させて頂いております。

次に、資料 1 - 5 の 4 番目の項目です。資料 1 - 1 は 2 ページ目をお願いいたします。水質のところですが、関係部局の意見を頂きました。平成 18 年度のデータを記載していたのですが、平成 21 年度のデータに置きかえて頂きたい旨の意見がございましたので、その意見を反映してデータを最新のものにしております。

続いて、資料 1 - 5 の項目の 5 です。資料 1 - 1 につきましては、3 ページ目から 4 ページ目のところの河川利用をご覧ください。前回の河川審議会において、委員より「基本方針の河川利用の中で舟運について触れる必要はないか。」という意見がございました。蓬川の河川区域に重複する港湾区域では、港湾施設の専用岸壁を利用する舟運がありますので、本文にその旨を追加しております。また、関係部局より港湾区域を示す範囲について記述に誤りがあるということで、当初国道 43 号より下流という言葉がありましたが、実際は琴浦橋下流ですので、誤記を訂正しました。

次に、資料 1 - 5 の項目の 6 です。資料 1 - 1 につきましては、5 ページをお願いいたします。洪水・高潮による災害の発生の防止または軽減に関する事項のところでございます。中段部に下線を引いておりますが、高潮・洪水時には庄下川に設けられた松島排水機場も一体運用して、河口湛水域の排水を行うため、松島排水機場の文言を追記いたしました。

資料 1 - 1、蓬川水系河川整備基本方針本文の修正は以上でございます。

続きまして、お手元の資料 1 - 2、流域及び河川の概要に関する資料をお願いいたします。

資料 1 - 5 につきましては、3 ページの項目 7 をお願いいたします。資料 1 - 2 は、1 ページ目をお願いいたします。河川の概要につきましては、これも先ほどの説明と同じですが、前回の審議会において委員より、「流域内の水路の位置がわかりにくい。」という意見がございましたので、先ほど説明した内容で説明は省きますが、同様の理由で内容の修正を行っております。

続いて、資料 5 のほうの 8 番目の項目です。これも先ほどと同じ内容で関係部局の意見で、「尼崎閘門と東浜排水機場の位置を正確に記載して頂きたい。」という意見がありましたので追記をいたしております。

次に、資料 1 - 5 の 9 番目の項目です。資料 1 - 2 は 2 ページ目の蓬川流域図をお願いいたします。流域の概要 5 ページの蓬川流域図についてですけれども、これも「流域内の水路の位置関係がわかりにくい。」という意見がございましたので、流域内の主要な水路をあらわしております。

続きまして、資料 1 - 5 は 4 ページの項目 10、資料 1 - 2 につきましては、4 ページ目の写真のところをお願いいたします。この写真につきましては蓬川に流下する最上流に位置する分水堰の写真を撮影していたのですが、写真のほうに少し誤りがありましたので、写真を訂正して差しかえております。

次に、資料 1 - 5 は、項目 11 をお願いいたします。資料 1 - 2 につきましてはペー

ジが飛びまして29ページをお願いいたします。3 - 4 関連計画についてですが、プロジェクトの目的について関係部局より「港湾区域の利用空間の整備を目指した」ではなく、「尼崎臨海地域の活性化を図る」と修正して頂きたいという意見を頂きましたので、意見を反映して訂正をしております。

続いて、資料1 - 5の12番目の項目です。資料1 - 2につきましては、少し飛びますけども37ページをお願いいたします。関係部局から蓬川の河川区域と重複する港湾区域は国道43号から下流ではなく、それより少し上流の琴浦橋から下流が港湾区域となるため、範囲を訂正するように意見を頂いております。このため、図上の港湾区域の旗上げを修正しております。

次に、資料1 - 5は13番目の項目をお願いします。資料1 - 2につきましては40ページのほうをお願いいたします。資料1 - 2について、水質の現状について少し部分的に線を入れているところがあるのですが、そこは関係部局の意見を頂きまして、「18年度のデータを21年度データに置きかえて頂きたい。」という意見がありましたので、そこは最新のデータに更新をしております。

それから、前回の河川審議会において委員より、「蓬川は大阪湾の水質の影響を受けるので、CODも確認しておく必要があるのではないか。」という意見がございました。この意見を受けまして、蓬川の河口付近の水質データを確認しましたところ、蓬川河口沖に設置された尼崎閘門地点で継続的に水質調査が行われており、CODに関する調査データを入手することができましたので、資料へ反映いたしております。

また、蓬川河口部の海域は、大阪湾位置水域として水質汚濁に係る環境基準の類型指定も受けており、資料1 - 2の6 . 2、河川の水質の現状の6行目以降に下線を引いておりますけれども、河口部海域の状況に関して追記をいたしております。さらに調査地点、尼崎閘門を加えており、調査項目では、化学的酸素要求量(COD)も加えております。

後 1 点修正がありますが、調査実施者について誤記がありましたので、市の調査担当部局の名称を変更しております。

次に、資料 1 - 5 の 1 4 番目の項目です。河川水質の現状ですが、前回資料では平成 1 8 年度までの水質調査結果を記載しておりました。平成 2 1 年度までのデータを関係部局が持っており、そのデータを反映して頂きたいという意見を頂きましたので、新たに提供頂いたデータをもとに平成 2 1 年度までのデータを加えて修正いたしました。

それから、資料 1 - 5 の 1 5 番目、1 6 番目、1 7 番目、1 8 番目、1 9 番目まで、資料 1 - 2 は B O D 以降、S S、D O、T - N、それぞれグラフを添付していましたが、それらは全て 1 8 年度までのデータでしたけれども、2 1 年度のデータまで加えた形で修正をしております。

それから次に、資料 1 - 5 の 7 ページの項目 2 0 です。前回の審議会で委員の意見を受けまして、C O D を確認させて頂きましたので、そのデータを新たに追記いたしております。

次に資料 1 - 5 の 7 ページ、項目 2 1 です。資料 1 - 2 は 4 3 ページ、水質調査地点です。前回は B O D の琴浦橋だけを記載していたのですけれども、今回 C O D 調査地点の尼崎閘門というところで調査をしておりますので、調査地点を図面に追記しております。

次に資料 1 - 5 につきましては、2 2 番目の項目です。資料 1 - 2 につきましては 4 4 ページをお願いいたします。下水道に関する内容について、平成 2 1 年度末のデータに時点修正するように関係部局から意見を頂いておりますので、関連する記載内容及び図表について時点修正を行いました。

次に資料 1 - 5、9 ページの項目 2 3 です。資料 1 - 2 につきましては、少し飛びまして 4 7 ページをお開き願います。4 7 ページの舟運のところですが、これも先ほど説明をさせて頂きましたけれども、関係部局の意見を受けましたので、

港湾区域 4 3 号から下流としていたのですけれども、琴浦橋から下流ということに修正しております。

それから、実態としては、第 1 橋梁中州橋より下流の区間に船舶の航行が行われており、最大で「マイナス 4 メートル」という表現だったのですけれども、「水深 4 メートル」という言葉に表現を修正しております。

それから、前回の河川審議会におきまして舟運に関する意見を受けましたので、前回は資料 1 - 5 の写真で船舶の係留状況という写真を添付していたのですけれども、図 7 . 1 で写真、図 7 . 1 を追加いたしまして、蓬川の法定河川区間、港湾区域の重複区間、それから湾施設の物揚場がありますので、港湾施設の配置状況などを明確に示す図面に差しかえを行っております。

それから資料 1 - 5 の項目 2 4 です。資料 1 - 2 については同じ 4 7 ページの(2)のイベントのところですが、実施主体や実施目的について関係部局より記載が間違っているのを直して頂きたいという意見がございましたので、訂正をさせて頂いております。

資料 1 - 2 は以上で、次に資料の 1 - 3 をお願いいたします。

資料 1 - 5 につきましては、項目の 2 5 番をお願いします。資料 1 - 3 につきましては 2 2 ページをお願いいたします。流域対策の考え方について、訂正する前ですが、蓬川に隣接する庄下川における流域対策の内容が記載してありましたので、関連する内容をすべて削除させて頂きました。それから尼崎市から、「市内で進めている流出抑制施設については、連携を図り整備を進めること」として頂きたいという意見がありましたので、それを受けて施設整備促進についての支援に関する文言を追加しております。

次に、資料 1 - 5 の項目 2 6 でございます。資料 1 - 3 につきましては 2 9 ページをお願いいたします。前回の審議会におきまして、会長より、「基本高水のピーク流量のハイドログラフは流域外への排水がない場合のハイドログラフを重ね

て記載するほうが分かり易いのではないか。」という意見がございましたので、流域外排水がない場合のハイドログラフを追記しております。そのグラフで緑色の線がそのハイドログラフとなります。

治水に関する資料については、以上です。

それから次に、資料 1 - 4、最後になりますけれども、資料 1 - 5 につきましては最後の 11 ページ目の項目 27 です。それから資料 1 - 4 は 10 ページ目をお願いいたします。この資料ですけれども、それぞれ先ほども説明をさせていただきましたけれども、COD を追加する話とそれから 21 年度時点のデータまで更新するという話がございましたので、それらをすべて反映した形で修正をしております。

以上が本文、1 - 1 それから 1 - 2、1 - 3、1 - 4 までの修正となっております。

本文の修正については以上ですけれども、次にお手元の資料、これは参考となるのですけれども、資料 1 - 6 のほうをお願いいたします。資料 1 - 6 につきましては、前回の河川審議会の最後に「全体の河川計画が庄下川と合わせてどのようになっているのか、資料提供を頂きたい」という御意見を会長より頂きましたので、それに対する説明用の参考資料として作成をしたものです。

それでは内容について説明をさせていただきます。

国土交通省が策定いたしました淀川水系河川整備基本方針につきましては、支川である庄下川の計画流量は規定されていないため、本検討では仮に計画流量を設定し、蓬川と庄下川を合わせた河川計画を想定することといたしました。

検討に際してなぜこのような複雑なこととなるのかを整理いたしますと、まず蓬川水系につきましては、二級水系であるため、兵庫県が河川整備基本方針を策定することとなっております。また、先ほど述べましたように庄下川を含む淀川水系は一級水系であるため、国土交通省が基本方針のほうを策定します。しかし、支

川である庄下川のほうの計画流量、本川のほうの計画流量は示されているのですけれども、庄下川、支川の計画流量は規定されておりません。しかし、蓬川と庄下川は水系がそれぞれ独立して異なりますけれども、両河川は蓬川の河口沖に設置された東浜排水機場、それから庄下川に設置された松島排水機場の一連のポンプ稼働によって排水されております。そこで、蓬川、庄下川の全体の河川計画、それから排水計画については河川整備基本方針で対象としている100年確率時の蓬川の計画降雨と庄下川の計画降雨を用いまして流出計算を行いました。

参考としてそれぞれの河川における基本高水ピーク流量の算出を行っております。また条件として、庄下川流域では新たに洪水調節施設を設けない条件で検討を行っていますので、基本高水ピーク流量は計画高水流量となります。

流出計算の結果ですけれども、庄下川の100年確率時の計画降雨の場合、庄下川の基準点である昆陽川合流点の流量は280トン、蓬川の基準点である第二蓬川橋の流量は35トンとなります。蓬川の100年確率時の計画降雨の場合、庄下川では290トン、蓬川では60トンとなり、この結果蓬川の100年確率の計画降雨のほうが、基本高水のピーク流量が大きいことが判明いたしました。

この蓬川の流量をもとに、尼崎港の許容湛水位を現状と同じ $0. P. + 1. 5$ としまして、仮に蓬川の計画降雨の場合、港内の湛水区域の許容湛水位を超えないように湛水区域から排水するためには、松島排水機場と東浜排水機場で363トンの排水ポンプ容量が必要となることが分かりました。これは現状のポンプ容量に対して200トン程度のポンプ増設が必要となる参考結果が得られております。

なお、淀川水系神崎川圏域河川整備計画（案）、これは兵庫県が淀川の指定区間については整備計画をつくることになっているのですけれども、その作成の際にこの計画案で採用している庄下川流域の計画規模である20年確率の降雨の場合に、庄下川と蓬川で発生する20分の1の洪水については既設の松島排水機場、東浜排水機場の有する能力で、許容湛水位以下で十分排水が行えることは確認を

しております。

以上でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

なお、この会議では速記を入れております。御発言の際にはまずお名前を言って頂き、その上で御発言頂きますよう、お願いいたします。

1点お聞きしたいのですが、最後の件ですけれども、それでこれは蓬川あるいは庄下川の洪水のときの話で、河川としての話になっているのですが、高潮時に閘門は全部閉め切られるのですよね、確か。閉め切った場合の排水、当然高潮が来たときに、河川のほうで今言ったような流量が出てくるかどうか、これは同時生起確率みたいなことで、ちょっとまた話が別なのですけれども、その場合の高潮が起きて閘門を閉め切ったときの排水計画はどうなっているか、ということはその閘門閉め切ったがために浸水したとかですね、そういうことが起こるのか起こらないのか、起こるとすればどのぐらいの確率で起こるのだろうかということ、ちょっと気になるのですが、その辺は検討されているのでしょうか。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 河川計画室の八木下でございます。

高潮の高さを止めるという計画につきましては、大阪湾高潮計画ということで、伊勢湾台風規模の台風が第2室戸台風のコース、要は大阪湾を縦に突っ切るコース、そういう最悪のルートを通ったときに発生する高潮を防ぐ防潮計画になっております。それで、それを閉めたときにどれだけの水が排水できるかということにつきましては、ちょっと同時生起の確率というのはちょっと今はっきりわからないのですけれども、蓬川について、今御説明しました最後のところで言っていましたように、今、庄下川の基本整備計画の案をつくっております、その検討では庄下川と蓬川に20分の1ぐらいの雨が降ったときの排水は、十分に被害なく

排水できるという計画になっております。

井上会長 それでその場合、尼崎港ですか、その中の海のほうは閘門が閉め切られているわけですね。そうすると川から水を出すと、港内の水がどんどん高くなっていくということになるのではないかと、要するに今の91とプラス72で出すとですね、陸上にはその浸水は生じないかもしれないけれども、川からの浸水はないかもしれないけれども、海側の港側の水位が高くなるというのがどのくらいなのかということなのですけどね。その水が閘門を閉め切っても、全部が閉鎖されているわけではないのでしょうか。どこか開いているということになるのでしょうか。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 まず蓬川の位置が、蓬川河口部がその位置になります。それから庄下川の河口部がそこになっていまして、その両河口がつながっております。つながっておるのを閉め切るのが尼崎閘門でございます。それでこの尼崎閘門のあたり、ずっと運河がいろいろあるのですけども、高潮時にはその両河川が含まれるこの湛水域を完全に閉め切るような閘門と防潮堤で閉め切る形になります。それでそこに、川から流れ込んできた水を、東浜排水機場と松島排水機場、この二つのポンプで海のほうへ出すという計画になっております。それが今御説明しました20分の1ぐらいの雨までは安全に、陸上に支障ないように吐くことができるということになっております。

井上会長 わかりました。ということは、港湾内の水位はそれほど上昇しないということですよ。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 そうですね、港湾内の水位はO.P.+1.5ですね、これを限度にするということなので。

井上会長 わかりました。随分川と海とが入り組んでいるので、ちょっとその辺がちょっと私も理解できなかったのですが、どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

ほか、よろしいでしょうか。

森下委員 はい、結構です。

井上会長 結構ですか、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。それではこの河川、蓬川水系河川整備基本方針（案）について、原案どおり認めたいと思いますが、それでいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

井上会長 はい、ありがとうございます。

それでは原案どおりで答申することといたします。どうもありがとうございます。続きまして、議題の２番目ではありますが、総合治水の推進についての審議に入ります。

内容について、事務局から説明をお願いいたします。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 河川計画室の八木下でございます。

議題の２番目について説明させていただきます。座らせて頂きます。

配付しております資料の諮問文書、諮問第２３３号と左肩に書いてある文書でございます。それと資料２－１、資料２－２において説明させていただきます。

まず諮問文書についてでございます。諮問内容につきましては、総合治水の推進について、兵庫県河川審議会条例第２条第４項の規定により諮問します、ということでございます。本日付で諮問させていただきます。

諮問内容について説明させていただきます。資料２－１をごらん頂きたいと思います。こちらが諮問理由でございます。読み上げさせていただきます。

兵庫県では、平成１６年、２１年に発生した記録的な集中豪雨により、洪水が河川からはん濫し、甚大な浸水被害が発生した。

また近年、都市部において局地的大雨により河川に至るまでの水路等からはん濫による浸水被害も頻発している。

最近の降雨状況を見ると、１時間に８０ミリを越す猛烈な雨が降るなど、集中豪

雨や局地的大雨が増加する傾向にあり、このような災害は今後どこでも起こり得る状況である。

このような浸水被害を軽減するためには、河川整備やダム建設等を行う河川対策を推進することが重要であるが、河川整備を行ってもなお、想定を超える豪雨や河川に至るまでの水路等からのはん濫による浸水被害が発生する可能性があるなど、河川対策のみによる対応では限界がある。

このため、集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するためには、河川対策と合わせて、河川や水路への流出を抑制するための「流域対策」、河川等からあふれた場合でも被害を軽減するための「減災対策」を行う、「総合治水対策」を実施する必要がある。

県では、「総合治水対策特定河川」に指定されている猪名川や、来年度「総合治水対策」に着手する武庫川など、都市部の河川で「総合治水対策」に取り組んでいるが、流域対策・減災対策は河川区域外の対策で河川法の適用外となりよりどころがない。全国でも実績が少ない対策なので、県民が必要性を理解しにくく、協力を得られにくいという課題がある。

以上のことから、県内のどこでも起こり得る集中豪雨や局地的大雨に対して、県民の安全・安心を確保するため、今後「総合治水対策」を全県で推進していく必要がある。

このため県では、県民総意で総合治水に取り組む枠組みを明らかにするための条例制定に向けた検討を開始しており、技術的、専門的見地から審議いただくため諮問するものである。

以上が諮問理由でございます。

引き続きまして、資料 2 - 2 におきまして、企画部会の設置についての事務局案を説明させていただきます。

まず、1、企画部会の設置についてです。先ほど諮問いたしました総合治水の推

進については、流域での地域の防災力を向上させる総合的な治水対策を全県で展開する必要があるため、技術的、専門的な見地から検証を行うため、兵庫県河川審議会条例第8条第1項、「審議会にその所掌事務を分掌させるために部会を置くことができる」という規定に基づきまして、河川審議会に企画部会を設置し、御審議をお願いしたいと考えております。

次に、資料2-2の2番目でございますけども、企画部会の構成員でございます。

(1)部会の委員については、現在の河川審議会委員から3名、外部から特別委員5名程度を加えた8名程度で御審議いただければと考えております。

2番目、河川審議会条例第4条で委員及び特別委員は知事が任命し、または委嘱するとあり、委員については既に皆様方に委嘱されて頂いておるところでございます。特別委員については本日企画部会が設置されましたら、後日知事から委嘱させて頂きたいと考えております。

3番目、河川審議会条例第8条2項に基づきまして、部会に属する委員及び特別委員については、会長から御指名頂きます。

4番目で、河川審議会条例第8条3項で、部会には部会長を置くとされており、(5)で、条例同じく第4項で部会長は部会に属する委員のうちから会長が指名するということになってございます。

それから3番目、企画部会の進め方についてでございますけども、1番目としましては、企画部会は今審議会の承認を受けて設置しまして、設置期間は企画部会が審議結果を審議会に報告して、審議会答申がまとまるまでといたします。

2番目としまして、部会は適宜開催することとしまして、公開するとしております。

それから3番目、中間取りまとめ等は部会長の判断で議決することができる。

以上が、河川審議会に設置いただこうとしている企画部会の事務局案でございます。

井上会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に関しまして、何か御意見や御質問ありましたらお願いいたします。

どうぞ、はい。

杉本委員 資料 2 - 1 のちょっとわかりにくいところがあるので、説明願いたいんですけども、段落、2 段落目で、「このような浸水被害を軽減するためには、河川整備やダム建設等を行う河川対策」というふうに書いておられて、これを受けてその続きにですね、「河川整備を行ってもなお」というのがあって、その最後に、結びに「河川対策のみによる対応には限界がある」と、何か河川整備と河川対策がごちゃごちゃになっているように思われるのですけれども、これでいいのでしょうかね。2 番目の「河川整備を行ってもなお」いうのを「河川対策」にしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

井上会長 いかがでしょう。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 まことに申しわけございません。これミスプリントでございます。御指摘のとおりでございます。河川整備、2 行目の「河川整備」という言葉「河川対策」に訂正させて頂きたいと思います。

井上会長 そうしますと、これで意味が明瞭になるのでしょうか。ちょっと読み直して。それでよろしいでしょうか、杉本委員。よろしゅうございますか。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ、はい。

山中委員 阪神水道企業団の山中でございますが、いつごろまでにこれをまとめるかということが、書いてありますか。おおむねとか目標とか、もちろんそれはおくれることあってもいいと思うのですけど。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 済みません、この諮問理由には明確に書いてないのですけども、我々現在目標としては来年度末には条例を制定したいというふうに考えて、作業のほうには現在取りかかっているところでございます。

井上会長 来年度末ということは、ほぼ実質的に1年後ということでしょうかね。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 そのとおりです。

井上会長 ほか、いかがでしょうか。どうぞ、はい。

山中委員 今の続きなのですが、そうしますとやっぱりその進め方みたいなものを最初にちゃんとお話しをいただかないと、どの程度の検討をして、どういう条例を決められるのかというのは、はっきりしないとなかなか難しいのではないかと思います。また、最初に松本参事からのお話がありましたが、津波の検討は余りせずに、総合治水対策として何がやれるかということを検討されるということなのではないでしょうか。

もう一つ、気になっていたのですが、これまでずっと基本方針を決めてくる中で、津波とかそういうことがどの程度入っているとか、考慮されているとか考慮されてないとか、県の方で枠組みの基本的なところを少し整理して頂いたほうがいいのかと思います。

井上会長 どうぞ、はい。

森口河川計画室長 後段のほうですが、今回の蓬川の基本方針の中では、高潮を防御するということは計画に書いてございますし、先ほど八木下のほうから説明しましたように、伊勢湾台風が第2室戸のコースを通ったときの発生する高潮を防御する計画です。東南海大地震が発生した場合にどのぐらいの津波が起こって、どの程度の高さでこの阪神間に押し寄せるかというシミュレーションは一応できておまして、それに対して今、大阪湾高潮で計画している高さ比べると、津波による高さのほうが高いということで、一応東南海地震もカバーできるという結果を確認しております。それ以上の津波が来たらどうかと言うと、このあいだのような津波は、東南海地震では阪神間にはああいう規模では来ないというふうに考えております。とはいえ、これから再度見直しということも当然あり

得るのかなとは思ってございますが、現時点ではそういう考え方をしております。

後、企画部会、総合治水の推進についての進め方でございます。1年後を目標にすると言いながら具体的な進め方はまだちょっと提示できておりませんが、当方としては一応まず庁内で検討会を今組織してございまして、関係部局22課室を集めて、主は河川対策以外の対策が主になるものでございますから、都市計画の分野、それから建築、農地整備等々、関係部局の皆さんにそれぞれ何ができるのかといったようなことを今、予断を持たずにあらゆる方策を検討するというところで検討しているところでございます。

それに対して、どのような計画規模でもってこの総合治水を進めるのかという点の御質問があったかと思っておりますが、このところは、これから、流域ごとに基本的には決めていくものになるのだろうと思っております。まず、総合治水を進めるための枠組みを決めて、流域対策としてどこまでできるのか、こういったことを推進する条例をつくった上で、その中で各流域単位に個別に計画を詰めていくということを考えております。特に河川の場合は、やはりそれぞれの河川の形態に応じて、成り立ちに応じて、個々つくっていかなければならないと思っております。まず我々としては県民の皆様、あるいは区長の皆様に御理解頂いて、みんなで進めていく、協力していく、そういう枠組みづくりをこの条例の中で構築して、総合治水として個々の流域に適應するような計画を、その次のステップとしてつくっていきたいというふうに思っております。

井上会長 よろしいでしょうか。

松本県土整備部参事 いいですか。

井上会長 どうぞ、はい。

松本県土整備部参事 参事の松本です。先ほどの津波ですけども、海のほうは防潮堤で対応するとして、河川の場合はその河川の遡上というのが関係しますけど、それは一応河川の中の話なので、河川で対応できます。今、総合治水条例というもの

をつくっていかうとしていますが、その中では三つの対策、河川対策、流域対策、減災対策がありますが、河川対策は河川法で対応できますので、それをあえて条文に書いていいのかという問題がありますから、それは課題として考えております。ですからそれも含めて部会の中で御議論お願いしたいというふうに考えております。

井上会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

杉本委員 はい。土地改良連合会の杉本です。

今、ちょっと読み方がわからないのもうちょっと説明がですね、これ1段落目、2段落目の、3段落目かな、「このため、集中豪雨や」のところからなのですが、これを読むとですね、「河川や水路への流出を抑制するための流域対策」、それから河川からあふれた場合の減災対策を行う「総合治水対策」というふうに読めてですね、総合治水対策というのは河川等からあふれた場合の被害を軽減するためだけの総合治水対策というふうに読めるのですが、これでいいのでしょうか。何か今の参事さんの説明では、何か三つをひっくめて総合治水対策というふうにおっしゃり方をされたのが1点、もう1点は、その次の段落で県では猪名川とかに総合治水対策特定河川というふうなことで、書いてあるのですね。ここでは総合治水対策で取り組んでもなお、流域外、河川区域外の対策ではよりどころがないと、せっかく特定河川、総合治水対策特定河川と指定されているのに、河川法の適用除外、適用外となりよりどころがないというふうに読めて、せっかく特定河川、総合治水対策という名前がついた特定河川なのに、読めないと、それで理解が得られないということが書いてあるので、何かちょっとわかりにくいのかなと、どう思われますか。

井上会長 私、前半に関しましては、私自身は総合治水対策というのはそこにありますように、河川対策と流域対策と減災対策、全部あわせて行う、総合治水対策の行う前には、その足し算が入っているのだろうというふうに解釈して、了解していたのですが。

杉本委員 素人ではそう読めませんのでね。

井上会長 そうですか。どうぞ。

松本県土整備部参事 参事の松本です。

ここの表現でございますけども、河川対策とあわせて流域対策、減災対策を行う、総合治水対策ということで、表現の問題があるかもしれませんが、総合治水というのはこの三つの対策、三本柱で取り組んでいくという趣旨でございます。

杉本委員 番号がつけばわかるわけですけどね。

井上会長 それから国ですよ。総合治水対策特定河川に指定しているのは国ですよ。国がそういうことを指定しているのによりどころがないという表現はこれでよろしいのですかということだと思っております。どうぞ、はい。

森口河川計画室長 計画室長の森口でございます。

総合治水対策特定河川、国の指定を受けて補助事業として猪名川で既に実施している事業でございます。この中では、猪名川では流域対策といたしまして、例えば防災調整池をつくるというようなことが位置づけられていまして、各市町がディベロッパーに指導して調整池を作らせるというようなことをやってございます。

開発が進むと、森林とか山地の部分を開発したときに流出が増えてまいります。

雨が降ったら増えてまいりますので、そういったところには防災調整池をつくるという指導の中で、その貯留効果を期待しているということで進めています。

今回、我々が今考えていますのは、例えば学校に貯留するであるとか、ため池に貯留するであるとか、さまざまな流域内の施設を使って、色んなところで貯めよう、流域からの流出を抑制していこうと、こういうことを考えております。そういう意味では、今、総合治水対策特定河川に指定されているような枠組みの中ではできないようなところ、できないと言うか想定されてないところを含めて、広くやっていこうと、その点では、ちょっとこの文章ではそこまで読めないのではないかとと言われると、おっしゃるとおりなのですが、そういう意味で河川法の適

用外となることでよりどころがないというようなところがございまして、できれば条例というような形でつくっていきたいというふうに考えております。

井上会長 例えば今の防災調整池ですけれども、それはあちこちで作られていると思うのですけれども、それを作らせる根拠というのは河川法にはないということなのではないでしょうか。

森口河川計画室長 今、河川法の中では防災調整池をつくらせるという根拠は全くなくて、県の場合には、全国的にもこれは行政指導という枠組みで河川管理者が開発者に対して指導し、それを基本的には皆さん守って頂いているわけです。法的な位置づけとしては弱いところがあるため、条例の中ではある程度規制をかける、設置義務を課すと言ったようなところまで踏み込むようなことを考えております。

井上会長 ちょっと例として聞いたのですが、防災調整池が知らない間に埋められているというような例がないではないというふうに聞いたことがあるのですけれども、それもやはり根拠がないということの弱点なのですか。そういう弱点によるのでしょうかね。

森口河川計画室長 従来の考え方は、基本的に防災調整池は開発によってできるのですが、やっぱり河川が主体的、そういう流出に対する防御機能を河川で持たせるようにしていこうと、河川が今基本方針で言っていますように、100年に1回の規模で河川改修が終われば、防災調整池は要らないじゃないかというような計画になっています。うちの要綱でも市街化調整、市街化区域につくられた防災調整池は計画規模ができれば埋めてもいいよというような話になっているところがあります。これからそうではなくて、そういったところもやはり残して欲しいと思っています。既にできた防災調整池にどこまで規制できるかという話は別途あります。これは法的に考えると、規制は多分かけられないのですけれども、そういったことも協力をいただくような理念をうたった条例をつくって、

できるだけ皆さんに、未来永劫と言いますか、機能を発揮するような防災調整池として保全していくというようなことを考えていきたいと思えます。

井上会長 よろしいでしょうか。どうぞ、お名前を。

南山委員 兵庫県の内水面の南山でございます。

当然、この総合的に治水の推進についてという形で、このことの方そのものは私もいいと思うのですが、私ら内水面という形の中で、兵庫県の河川内で二級河川が十五、六河川ですかね、組合関係があるのですけれども、この中にやはり「環境を考えて頂く」ということをこの中に入れて頂きたいわけですね。もう環境も何もかも無視してしまって、あくまでも治水だけやと、そうしたらコンクリ、まあ言うたら三方ブロックみたいに組んどきゃええような理屈になってくると思うのです。そうじゃなしにやはり環境問題、自然、魚が住むようなもの、ところとか、そういう自然に、C O P 1 0 や何やら言うて生態系がどうだ言うて今いろいろやっていますけれども、現実そういう今の、県だけでなしに、国土交通省も含めて、工事したらもうコンクリで固めてしもたような治水対策言うのですか、やられるわけやね。その辺をやはりはっきりと、こういう河川審議会で総合治水の推進についてと出されるのであれば、そこに「環境というものに配慮して」とかというような言葉を入れていただけたらなというように思います。

井上会長 いかがですか。

森口河川計画室長 総合治水対策は先ほども御説明申し上げたように、河川対策と流域対策と減災対策、三つの柱で進めようと思っております。その中で河川対策は今御指摘受けたように、実際のコンクリートのブロックを使って工事をしたり、拡幅したり、こういうことをやってまいりますので、その中で環境対策はもちろん実施していくのであるというふうに考えております。兵庫県は平成7年に人と自然の川づくりということで、この河川審議会の中で森下先生の御協力も頂いて、答申を頂いて、河川環境を河川における一つのテーマとして取り上げて

考えております。実際にそういう環境に配慮した工法をできるだけ用いて、自然環境を保全する、河川環境を保全する、そういう考え方で今も進めてございまして、そういう意味では従来から取り組んでいるところでございます。

南山委員 濟みません、県土整備部が猪名川水系ですか、去年か一昨年ですか、ものすごくこう上から下まで、もうどっちかやられたと思うのですね。ものすごくこう一生懸命調べられて、その地域の漁業組合の組合長が大変喜んでおったわけですね。そういうことで、いろいろと調べられて環境に配慮されると思うのですけども、これをはっきりと、環境にということは、できたら総合治水対策の中にうたっていただけたら非常にありがたいなと思います。

松本県土整備部参事 参事の松本です。

多分先ほど言われた話は、武庫川のことかなと思っていますけども、河川整備を進めていく上で、法的にはここで言う基本方針、これは「長期的な視点でもってこの川をこんなふうにやっていきます」という、そういった方針を明確にしたものですが、これを踏まえて、今後二、三十年間、具体的にどんなふうを整備していくかというのを決めるのが河川整備計画でして、これらはいずれも法定計画でございまして。武庫川の場合も河川整備計画におきまして河川改修を進めていく上で、河川環境にも十分配慮して、具体的にこんなふうな対応をして環境を保全していきましょうというふうに明確に記載しておりますので、むしろこの総合治水の条例で記載するよりも、法定計画で明らかにしておいたほうが、効果としては大きいかなと思っています。今後我々も武庫川を初めとしまして河川整備基本方針及び整備計画の中でしっかりと環境保全にも配慮して、河川整備を進めていくというところを明らかにしたいというふうに思います。

井上会長 先ほどの話に戻りますが、津波のことが出たのですが、前もお話ししたと思うのですが、今回のあの津波を見ても、やはり高さだけ、水がどこまで来るといふ高さだけの話ではなかろうという気がしています。例えば、南海あ

るいは東南海で地震が起こって津波が発生して、それが瀬戸内海へ入ってきた場合に、それなりに減衰は期待できると思うのですけれども、やはり勢いと言いますか、運動量が随分大きいようにも思えます。単に水がじわじわと上がってくるのではないだろうと思いますので、それもぜひ考えに入れていただければと思っています。

それからもう1点、この総合治水は通常我々耳にしますのは、どこの川を総合治水対策にかけるという、例えば鶴見川であるとか、あるいは寝屋川であるとか、そういうことになっていたと思うのですけれども、今回は県としてまず大枠と言うのですか、大綱を、県全体を覆うような綱をつくって、それから具体的な川に入っていくという、そういう方針というふうに理解してよろしいのでしょうか。

松本県土整備部参事 はい、そういうふうに今、考えております。

井上会長 はい、ありがとうございます。 どうぞ、はい。

森下委員 つけ加えて。すごくよくわかるし、それからこういうときだからその総合治水というのがね、今度の川だけではないと思うのです。都市の中を流れる川と、それから兵庫県にはほかに大きな川がたくさんあるので、それで事務局をお願いしておきたいのはね、「環境に配慮する」という言葉はもう死語なのです。環境とどうバランスした治水対策が求められるかっていうことでね、配慮するっていうような時代じゃもうなくなってきているのではないかなと思う。もう環境をある意味では目的化して、そして治水とのバランスをどうとるかということのを頭の中に入れといて頂いて、これから総合治水計画というのはやって頂きたいなというふうに思っております。

井上会長 環境配慮というのはもう死語だという、ちょっと私にとっては。

森下委員 もうね、要するに治水というその大きな柱があって、それに合わせて要するに洋服を着せるようにしようというのがあるんだけどね、環境というのは今、治水と一緒に今しとかないと20年、30年、40年たってから初めて効

果があらわれるものだから、今きっちりと治水とのバランスの上で計画が立てられないと、環境というのは死んでしまうのよね。だからもう治水の上に、どこかに環境を頭の中に入れますよということじゃなくって、その明らかにどういう兵庫県をつくるんだという思想みたいなものがあるって、そしてどういう人たちがこれからそこを守っていくのかというのがあって、環境っていう広い意味でね、それであるべき治水の姿という間のバランスっていうかな、そんなことを考えていけない時代が来てしまったのかなというふうに思います。

井上会長 はい、どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

道奥委員 質問になるかもわかりませんが、総合治水というものが流域を、流出の抑制とか、そういうことについては、あるいは減災対策についても現行の基本方針なり整備計画で記載されている中で、ですからその総合治水ということを進めて、基本方針とか整備計画の具体的な形が変わるのかどうか、あるいは運用面の話で総合治水ということを位置づけなければならないのか、つまり計画そのものが表面的にはそれほど今までと変わりなくて、そしてそれを実行する段階において総合治水というものがもし条例で裏づけられると効いてくるのか、そのあたりイメージとしてどういうふうにとらえておいたらよろしいでしょうか。

松本県土整備部参事 参事の松本です。

例えば武庫川の河川整備計画を考えますと、その中には総合治水を柱とした表現をしております。ただこの整備計画に位置づけているいろんな対策を具体に実施していく場合、実行する担保とかあるいはその機能の維持という担保が現実にならぬわけですね。そういった担保を取るためには、やはり何らかの法制度を整備する必要があるということで、そのために条例をつくっていかうというふうに考えております。

道奥委員 はい、わかりました。

井上会長 よろしいでしょうか。

道奥委員 はい。

井上会長 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

杉本委員 よろしいですか。水土里ネット兵庫の杉本です。

この中で一番、ほかの御列席の方々も思うのですけども、流域対策というのが一番幅広で、可能性があるという、開拓ができるという場所では、いろいろアイデアが出る場所ではないかなというふうに思うのです。事実、ため池の周辺で、都市化したところなんか、私のところにあるのですけども、そういうところは、もう本当に逆にため池があるから危ないというふうなことで、逆に被害者になっているみたいなのはおかしいかと、河川の横に住宅地が建って、その方が言うみたいなことで、主人公を河川なり総合治水対策におけば、おかしいやないかと、家建てるのがおかしいと、その辺まで踏み込むような議論になってくるのではないかなと、その辺が一番こう条例化するときの課題になってくるのではないかなと思うのですけども、どういうふうなイメージでとらえられているのか、大体ラフなイメージだと思いますけど、お話し願えればと思います。以上です。

森口河川計画室長 河川計画室の森口でございます。

今言われた土地利用規制みたいなお話になるのかもしれません。それを考えますと、減災対策の中に位置づけられると思います。あふれた場合にでも被害を軽減する、そのためにはここに家を建てる危険ですよ、今例えばハザードマップという浸水想定区域図を県としても公表しておりますし、それに基づいたハザードマップを市町がつくっているというようなことは今実際にやっていますが、その浸水区域、例えば2メートル以上浸水する区域であるとか、そういったところはやはり何らかの土地利用規制をかける必要があるのではないかなというようなことも含めて今回検討をさせて頂きたいと思っております。じゃあ本当にそれがどこまでできるのか、どの範囲まで示せるのかといったことは技術的・専門的など

ころに入ってくるかと思いますが、実際にできるのか規制の方法も含めて、関係法令の立場から建築基準法における災害危険区域の指定など、そういったこともございますので、関係法令との調整と言いますか、それも含めて、今回いろんな検討を進めていきたいと思っています。

井上会長 よろしいでしょうか。なかなか難しい問題がたくさん出てくるかと思えます。

杉本委員 もう一つだけ、よろしいですか。

この例えば流域対策というのが一番疑問と言いますか、流域と言うか流域対策、川の流域には山もあり、田んぼもあり、池もありするわけですね。山切って宅地にするときには調整池つくらないかんというのはわかるのですが、田んぼは今水ためたりして洪水調整の役割も果たしているのですが、この判断によって、田んぼを例えば畑地にするとか農地利用するときに、何か規制がかかるのですかね。その辺はどうなのでしょう。

森口河川計画室長 農地の利用に関してそこまで規制をかけられるのかという、これはかなり難しいところがあるのではないかなとは今率直に思っています。ただここで考えていますのは、皆さんがこういう総合治水対策に取り組む必要があるんだという意識を持たれて、県民の皆さんに協力をいただけるのであれば、例えばこの田んぼに少し水を貯める、10センチ、20センチ貯める、そういった協力を頂けるようなことを考えていければどうなのかなと思っています。そこまで全部規制をかけるというふうには考えていません。当然、協力をいただけるような、そういう枠組みの条例の形もあると思います。

井上会長 もう何か企画部会の実質的なところで始まっているような感じがしますが、ここ、きょうは設置するかどうかの御決定をいただくということなのですが、これは河川、この審議会との関係はどのようになるのでしょうか。その企画部会が行われて、大体その審議内容がその都度この河川委員会に報告されるとか

そういうことになるのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 河川審議会のもとに企画部会というのを設置するという形になりまして、そこで具体的な議論を頂きまして、毎回ということもないでしょうけど、ある程度の節目で河川審議会のほうに報告を頂いて、河川審議会の中で議論頂いて、最終的には今回諮問を審議会あてにさせて頂いておりますので、河川審議会から答申をいただくというような形になります。

井上会長 ただ、河川審議会はきょうで2回、年度内2回です。つまり、来年までに次の次の河川審議会でもその企画部会の進行状況は当然報告されるのでしょうか。そういうふうに考えておいたほうがよろしいですね。

森口河川計画室長 済みません、そういう意味では、もう少し頻度をふやしていただくことをお願いしたいと思っております。

井上会長 そうすることで、この企画部会の設置案につきましては、皆さんいかがでございましょうか。御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

井上会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、この企画部会の設置に関しまして、その内容も含めて、あらゆるこの資料1、2の、資料2-1、2-2の件ですが、この案の了承を得たということにさせて頂きます。

次に、企画部会に属する委員については原案では河川審議会の委員が3名程度、外部からの特別委員が5名程度となっております。兵庫県河川審議会条例では特別委員は知事が任命することとされております。任命された特別委員を会長は部会に属する特別委員として指名することになっております。また、企画部会に属する委員及び部会長に関しましても、会長が指名することになっておりますので、この河川審議会の学識経験者の方々も関係することになります。この件に関して事務局のほうで何か原案などがございましたら、御提案いただけませんかでしょうか。

森口河川計画室長 河川計画室の森口でございます。

現河川審議会の委員の方から企画部会に参加をお願いしたいと思っておりますのは、河川の分野から井上会長、道奥委員、それと住民連携の分野のほうから吉田委員、この3名の方に企画部会のほうに御参加をお願いしたいと考えております。先生方には大変お忙しい中申しわけございませんが、よろしくお願い申し上げます。

また、特別委員につきましては、後日人選の上、会長のほうから、人選の上、まず知事が任命、委嘱いたしますので、その後会長のほうから指名を頂きたいと思っております。特別委員につきましては、先ほども言いましたように農地であるとか、ため池であるとか、森林も含めて、あるいは建築規制であるとか、都市計画法であるとか、そういう行政法の分野であるとか、さまざまな分野の専門の方、分野の方から新たに選任させて頂いて、御参加をお願いしようと思っております。この点についてはまた後日御相談申し上げて、改めて指名をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

井上会長 はい、それでは企画部会につきましては、河川審議会に属する学識にかかわる専門委員として、道奥委員、吉田委員をお願いさせていただきます。そして私も加わることにさせていただくことにします。

以上につきまして、この議案に関しまして、特に御意見などがありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

次に、企画部会の部会長についてですが、河川審議会条例第8条第4項の規定では、会長が指名することになっております。今回のこの企画部会についての部会長につきましては、道奥委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、道奥委員にお願いしたいと思います。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いします。

八木下河川計画室課長補佐兼係長 河川計画室の八木下でございます。

本日諮問させて頂きました総合治水の推進につきましては、企画部会設置の御了承を頂きましたので、今回設置になりました企画部会に5月末ぐらいまでに特別委員を加えまして、企画部会の審議を始めて頂きたいと考えております。その後、河川審議会については、その企画部会からの調査、審議内容の報告ということで、先ほど年度内に条例制定という説明をさせて頂きましたが、そのペースでいきますと8月ぐらいには開催させて頂きたいというふうに考えております。

以上でございます。

井上会長 ただいまの事務局からの今後のスケジュール等についての説明につきまして、何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

ございませんようですので、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。活発な御審議頂きまして、貴重な御意見を賜り、まことにありがとうございます。

ここで司会者に進行をお返しいたします。

御協力ありがとうございます。

大住河川整備課副課長 井上会長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成22年度第2回兵庫県河川審議会を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

(閉会 午後3時39分)